

職員組合交渉概要	
交渉日時	平成 29 年 3 月 13 日 (月) 17:30~17:50
提案概要	・ 議員発議による一般職職員の給与に関する条例の改正に伴う給料表の改正について (再任用職員の給料格付けの変更について)
労使の別	主張の要旨
組合	再任用職員の給料表について、議員発議により改正が行われるという話が出てきていると聞いている。事実関係等説明を求める。
市	<p>再任用職員の給料格付けについては、昨年度まで、定年退職前に行政職給料表 7 級、6 級であった職員を、それぞれ 1 級下位の給料級で再任用していた。</p> <p>この格付けについては、市議会一般質問の中で「給料額が高額すぎる。」との指摘があり、市長からも処遇について再検討するよう指示があった。このようなことから、平成 29 年度からは、行政職給料表 4 級で再任用するよう 12 月に改正を行っている。</p> <p>この改正は、これまでの管理的立場から、今後は、班の一員となり、班長職の指揮下に入る中で、班長をサポートしながら、実務部隊となりつつ、これまで培ってきた経験等を後進に伝えながら、活躍してもらいたいという趣旨で行ったものであり、対象者についても説明会を実施したところである。</p> <p>しかしながら、本改正内容では不十分だと考えている議員の方々があり、議員発議により一般職職員の給与に関する条例の改正が提案され、給料表の改正が行われる見込みはある。</p> <p>改正内容としては、行政職給料表の再任用職員部分について、平成 29 年度から、4 級以上の欄の額を削るものになると想定している。</p> <p>市当局としても、給料表の改正は、職員組合との交渉事項であると認識しており、職員組合との交渉を経ない形での給料表の改正については、可能な限り避けたいと考えている。</p>
組合	<p>条例の施行日が来月 4 月ということで、当然のことながら、再任用職員も既に生活設計をしている中、このような動きがあることは容認できないと考えている。</p> <p>そもそも、職員の生活に関することなので、労使交渉を経る必要があるという点を強く主張したい。</p> <p>このままこのようなことが、既成事実となってはならないと考えている。</p> <p>組合としても、この動きを防ぐために活動したいと考えているので、市としても努力して欲しい。</p>
市	条例改正案の提案は、来週の市議会最終日と思われるので、その日まで努力していく。